

令和4年度 第1回 立川市障害者施策推進委員会 会議概要

会議名称	第1回 立川市障害者施策推進委員会
開催日時	令和4年6月17日（金） 午前10時00分～午前12時00分
開催場所	立川市役所 302会議室
次 第	1. 開会 2. 辞令交付及び委員の自己紹介<資料1> 3. 障害者施策推進委員会の概要について<資料2> 4. 委員長及び副委員長の選出について 5. 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗管理について<資料3・4> 6. 条例の見直しについて（報告）<資料5・6・7> 7. 令和4年度のスケジュールについて<資料8> 8. その他連絡事項等 9. 閉会
出席者	[委員] 石渡和実、河野はるみ、片山伸哉、小澤真治、斉藤彩花、乙幡京子、日下部美佳、西城実和子、天利久仁子、野本矩通、朝野芳嗣、盛健一、櫻井未来、加藤みどり（敬称略、順不同） [事務局] 茅沼障害福祉課長、杉浦障害福祉推進係長、関根障害福祉第一係長、井上障害福祉第二係長、蜂谷主事
会議資料	<資料1> 令和4年度立川市障害者施策推進委員会委員名簿（案） <資料2> 障害者施策推進委員会及び各計画の概要 <資料3> 障害福祉計画・障害児福祉計画P D C Aサイクル評価・改善管理シート <資料4> 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の目標値に対する実績 <資料5> 条例の見直しの検討について <資料6> 条例（協議会案）新旧対照表 <資料7> 条例見直し作業のスケジュールイメージ <資料8> 令和4年度立川市障害者施策推進委員会の開催スケジュール（案）

1. 開会

2. 辞令交付及び委員の自己紹介<資料1> （略）

3. 障害者施策推進委員会の概要について<資料2>

[事務局説明]

計画の推進等に係る検討を行うための委員会である。

対象計画は以下の3つ。

- ・ 障害者計画（5か年計画） 令和2～6年度
 …障害福祉施策全体の理念や方向性を記載する。
- ・ 障害福祉計画・障害児福祉計画（3か年計画） 令和3～5年度
 …国の基本指針に基づく成果目標やサービス等の見込み量等について記載する。

本委員会は『立川市審議会等会議公開規則』により公開される。また、協議内容について、発言者の氏名は記載せず、その要旨をまとめた会議概要の作成を考えている。

[質疑・意見等] 特になし。

[決定事項] 会議概要について、提案どおり承認。

4. 委員長及び副委員長の選出について

[事務局説明]

『立川市障害者施策推進委員会設置要綱』に基づき、委員互選により委員長及び副委員長を選出する。

→委員長について、委員より石渡委員の推薦あり。賛成多数、異議なし。

副委員長について、石渡委員より小澤委員の指名提案あり。賛成多数、異議なし。

[質疑・意見等] 特になし。

[決定事項] 全会一致で、委員長を石渡委員、副委員長を小澤委員とすることに決定。

5. 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗管理について<資料3・4>

[事務局説明・質疑・意見等]

現行計画では7つの成果目標が設定されている。資料3「PDCA サイクル評価・改善シート」内で、実績を基に市で令和3年度の評価をした。これを踏まえ、本委員会でご意見を頂戴したい。

○目標1「福祉施設の入所者の地域生活への移行」

地域移行の受け皿の一つであるグループホームの利用者・設置数は見込みよりも増えている。

・重度障害者や行動障害の方を受け入れることが可能なグループホームがまだまだ少ないと思う。

→市としてもこのようなグループホームの設置数増を望んでいる。現時点で設置の相談を受けているところもある。

・作業所等の通所や通勤に移動支援が使えない。

→通勤・通学については、移動支援は使えない。補助の充実について要望をしている。

・地域移行が進まない要因の一つに、支援者人材不足が上げられるが、市の考えは？

→介護含め支援者不足であることは認識している。福祉の仕事が魅力あるやりがいのある仕事であることを伝えるために周知や報酬・研修等行政としてサポートできることの検討を引き続き行っていく。

○目標2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」

地域包括ケアシステムの協議の場の設置をし、会議を開催している。課題としてネットワークづくりや人材育成が上がっている。課題の検討・共有を図りながら、支援者の人材育成を進めていく。

・退院後すぐに福祉サービスや訪問看護に繋がれない方もいるので、そういう方に対しても定期的カンファレンス等があると本人・家族は安心する。

→訪問看護や地域活動支援センターの利用の導入等、定期的に相談に乗っている。

・人材の話で思ったことだが、外国人の雇用を考えているか。

→立川市としては今のところ外国人採用の予定はない。民間では雇用している事業者もあると聞いている。

○目標3「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」

本市では令和2年7月より事業を実施しており、令和3年度は246件相談があった。サービス未利用者に対しては、定期的な関わりにより見守り体制が確保できたが、社会との関わりが乏しいためサービス導入までに時間を要するという課題もあった。またコロナ禍により、事業の周知・検討が不十分であったため、引き続き地域生活支援拠点等コーディネーターと連携しながら体制づくりを進めていく。

○目標4「福祉施設から一般就労への移行等」

コロナの影響もあって、見込と実績で差がある結果になった。この目標については、割合の出し方について都に確認中の項目があるため、数字確定後メール等で委員より意見をいただき、次回委員会で確認することとしたい。

○目標5「障害児支援の提供体制の整備等」

児童発達支援センターは令和7年度設置に向けて整備を行っている。重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスは各1個所確保済だが、今後も引き続き民間事業者へ働きかけていく。医療的ケア児支援のための協議の場は設置済みであり、今後は医療的ケア児に関するコーディネーターの役割やあり方を検討し配置に向けた協議を続けていく。

・児童発達支援センターは直営か、委託か。

→直営の予定である。

○目標6「相談支援体制の充実・強化等」

市内3か所の委託の相談機関と連携し、相談を受けている。基幹相談支援センターについては、今後自立支援協議会にて検討していく。

○目標7「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」

知識の習得・制度の理解のために研修を活用することについては、オンラインでの研修の機会も増えており、見込みより多く活用することができた。また、サービス提供事業者に対しては、事業所連絡会や毎月の国保連審査結果の確認と修正作業を通し、過誤請求の防止や適正な事業運営の構築を促した。

[決定事項]

6月末を締切に事務局までメール等でご意見をいただくこととする。ご意見は、委員長・副委員長にお伝えし委員会意見案を作成していただく。その案を基に次回委員会で委員会意見案を確定させる。

6. 条例の見直しについて（報告）＜資料5・6・7＞

[事務局説明]

資料を基に条例改正案の概要と改正に向けたスケジュールの確認。平成30年4月に施行した立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例について、施行後3年が経過し、障害者差別解消法の改正の動向や都の条例制定の状況等を踏まえ、昨年度障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会で条例の見直しの検討を行った。検討事項は以下のとおりである。

- ① 事業者による合理的配慮の提供の義務化
- ② あっせんの申し立てができない場合の規定の追加
- ③ その他表現の見直し等の文言整理
- ④ 条例の見直し時期の規定の整備（附則）
- ⑤ 逐条解説の見直し

[質疑・意見等]

・パブリックコメントの回答方法は？視覚障害者等への配慮をしていただきたい。

→基本的には郵便・メール等で提出していただく。その他の方法については検討して回答する。

→委員会後、パブリックコメントのガイドラインを確認した。職員が聞き取り代筆する対応も可能である。

[決定事項] 異議なし、提案どおり承認。

7. 令和4年度のスケジュールについて＜資料8＞

[事務局説明]

資料を基に今年度の委員会開催スケジュール及び各会の主な議題を確認。第3回については、次期計画の準備に入りたい。来年度は計画策定の前年度のため、4回開催を予定している。

8. その他連絡事項等

[質疑・意見等]

・障害者は住居を探すことが苦勞する場面がまだまだ多いと感じる。

→居住支援協議会には障害福祉課長が委員として参加している。障害について理解を深めていただけるよう発言していく。

・支援を要する人と福祉に興味がある人がもっと手軽にマッチングできるツールの検討をしていただきたい。

→個人情報の扱い等課題点もあるが、ITの活用は利便性の向上が考えられると思う。

・介護者の体調が悪い場合に障害者を介護してくれる所はあるか。

→障害者の高齢化・重度化、親亡き後を見据え地域生活支援拠点等事業を実施している。緊急一時保護もあるので相談機関にご連絡いただきたい。

9. 閉会